

「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に対する意見

26 貿情セ調（経提）第3号

平成26年7月17日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 調査研究部長 藤本 修
連絡担当者	調査研究部 主任研究員 千葉
[住所]	東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階
[電話番号]	03-3593-1146
[FAX番号]	03-3593-1138
[電子メールアドレス]	chiba@cistec.or.jp
1. 輸出貿易管理令	
<p>1) 別表第1の2の項(40)</p> <p>【意見内容】 次のように修正する。 <u>流体速度を測定するための干渉計、圧力測定器又は水晶圧電型センサを用いた圧力変換器</u> → <u>「流体力学実験のために専用設計された計測機器」</u></p> <p>【理由】 政令の元になっている NSG Part2 5.B.5. のテキストは、「Specialized instrumentation for hydrodynamic experiments, as follows:」となっており、かなり絞りこまれた内容となっております。これに即した表現にさせていただきよう、要望するものです。</p>	
<p>2) 別表第1の2の項(51)</p> <p>【意見内容】 次のように修正する。 レニウム、レニウム合金又はレニウムタングステン合金の一次製品 → レニウム、レニウム合金又はレニウムタングステン合金の一次製品 <u>(円筒形のもの、半球形のもの又はこれらを組み合わせたものに限る。)</u></p> <p>【理由】 規制の趣旨は、2の項(25)のタングステンに類するものとして追加されていることからして、(25)の規定振りに合わせるべきと考えます。</p>	

3) 別表第1の7の項(9) (第6条第三十七号ト)

【意見内容】

次のように修正する。

サンプリングオシロスコープ

→ リアルタイムオシロスコープ

【理由】

次の理由から上記のとおり修正することを要望します。

- 1) 国際輸出管理レジーム WA (ワッセナーアレンジメント) 2013 年合意テキスト 3. A. 2. a. 7. の冒頭には「Real-time oscilloscopes」と明記されている。また、この用語は国際的に認知されていると考えられる。
- 2) 我が国産業界の一般理解では、「リアルタイムオシロスコープ」は「サンプリングオシロスコープ」に含まれない。
- 3) 我が国産業界の一般理解では、「サンプリングオシロスコープ」といえば「等価時間オシロスコープ」を指す。
- 4) 1975 年に改定された JIS C1002-1975 番号 4204 「サンプリングオシロスコープ」の意味として「周期的信号をサンプリングし、得られた一連のサンプルを用いて、元の波形に相似な波形を組み立てて表示するオシロスコープ。」とあり、これは正に「等価時間オシロスコープ」の機能を説明しており、「リアルタイムオシロスコープ」の機能は全く説明していない。
- 5) 比較的最近に改定された JIS C61280-2-3 : 2013 11.5 項 では、「サンプリングオシロスコープ」と「リアルタイムオシロスコープ」を分けて記述しており、両者が別物であることが読み取れる。

現状の改正案のままでは、本来の規制対象である「リアルタイムオシロスコープ」が規制対象外と誤解されるおそれがあります。加えて、規制対象外であるはずの「等価時間サンプリングオシロスコープ」が規制対象であると誤解されるおそれもあります。

また、改正案の省令を読んだときに産業界の該非判定の現場では次のような混乱が起こるおそれがあります。『サンプリングオシロスコープとは、等価時間サンプリングオシロスコープのことであって、リアルタイムオシロスコープではない。では、「サンプリングオシロスコープであって、リアルタイムサンプリング手法を用いるもの」とは何を指すのだろうか?』

今回の政省令等改正のトリガーが 2013 年 WA の合意に基づくものでありますため、その内容に即した表現にしていきたいと思います。

2. 貨物等省令

1) 第1条第十七号ロ(二) 1

【意見内容】

次のように修正する。

- 1 線形可変差動変圧器 (LVDT) が次のいずれかに該当するもの

→ 1 線形可変差動変圧器 (LVDT) の直線性が次のいずれかに該当するもの

【理由】

- (1) 政令の元になっている NSG Part2 1. B. 3. b. 2. a のテキストは、「“Linearity” equal to or less (better) than 0.1%」となっており、直線性と書かれております。これに即した表現にすることにより、規制内容のより一層の明確化をしていただくよう、要望するものです。
- (2) NSG Part2. 1. B. 3. b. 2. b. にあたる貨物等省令 1 条十七号ロ (二) 2 では、原文テキストを尊重し、drift (ドリフト) と書くことによって、規制内容が明確にされております。省令の隣接する項番同士での記載の仕方の調和を要望するものです。

2) 第 1 条第十七号ロ (二) 一

【意見内容】

次のように修正する。

- 一 作動範囲が 5 ミリメートル以下のものであって、0 から最大の作動範囲を測定した場合の直線性が 0. 1 パーセント以下のもの
- 一 最大の作動範囲がプラスマイナス 5 ミリメートル以下のものであって、0 から最大の作動範囲における直線性が 0. 1 パーセント以下のもの

【理由】

- (1) 省令改正案の元になっている NSG Part2 1. B. 3. b. 2. a. 1 のテキストには、from 0 to the **full operating range**, と記述されております。この趣旨「最大の作動範囲」を省令に反映させることにより、規制内容のより一層の明確化をお願いするものです。単に「作動範囲」だけでは、レンジ (倍率) 切り替えを持つシステムの場合、レンジを切り替えることにより、特定のレンジの時に直線性が 0. 1 パーセントを超えることをもって、非該当と判定されてしまう懸念が強いと思われまます。
- (2) 省令改正案は WA2013 でコンセンサスが得られた 2. B. 6. b. 1. b. 1 の改正内容を包含した改正のようですので、WA リストの 2. B. 6. b. 1. b. のテキスト「and including ± 5 mm;」を省令に反映していただくことにより、規制内容のより一層の明確化を要望するものです。

3) 第 1 条第十七号ロ (二) 二

【意見内容】

次のように修正する。

- 二 作動範囲が 5 ミリメートルを超えるものであって、0 から 5 ミリメートルを測定した場合の直線性が 0. 1 パーセント以下のもの
- 二 最大の作動範囲がプラスマイナス 5 ミリメートルを超えるものであって、0 から最大の作動範囲における直線性が 0. 1 パーセント以下のもの

【理由】

第1条第十七号ロ（二）一と同じです。

4) 第1条第四十四号イ（四）、ロ（四）、ハ（四）

【意見内容】

① 規定振りを統一する。

イ（四）、ロ（四）

・・・カメラに用いるために・・・に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの

ハ（四）

・・・カメラに使用するために・・・に該当する性能を可能とするもの

②次の Technical Note も貨物等省令または運用通達の解釈において反映すべきです。

Technical Note: High speed single frame cameras can be used alone to produce a single image of a dynamic event, or several such cameras can be combined in a sequentially-triggered system to produce multiple images of an event.

【理由】

イ（四）、ロ（四）とハ（四）の表現は次のように異なりますが、原文（英文）の表現はほとんど同じです。同じ意味であるならば、混乱のないように同じ表現にすべきです。

5) 第1条第四十五号

【意見内容】

次のように修正する。

流体の速度を測定するための干渉又は流体の圧力を測定することができる圧力測定器若しくは水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であって、次のいずれかに該当するもの

(イ) 略

(ロ) 10 ギガパスカルを超える圧力を測定することができる圧力測定器

→

流体の速度を測定するための干渉計、又は衝撃圧力を測定することができる圧力測定器、又は若しくは水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であって、次のいずれかに該当するもの

(イ) 略

(ロ) 10 ギガパスカルを超える衝撃圧力を測定することができる圧力測定器であって、マンガン、イッテルビウム又は酸性フッ化ポリビニリデン (PVBF、PVBF2) を用いたものを含む

【理由】

今回の省令改正のトリガーとなっている NSG Part2 5.B.5.b.の改正の趣旨は、以下の2点です。

- (1) 圧力を測定する(guages for pressure) → 衝撃圧力を測定する(shock pressure gauges)
- (2) マンガニンをを用いた → マンガン、イッテルビウム又は酸性フッ化ポリビニリデン(PVBF, PVF2) を用いたものを含む

現状の政省令改正案は「圧力測定器」という表現に留まっており、一見すると産業界にとってはかなり幅広い機器が規制対象となっているように思えます。しかしながら、NSG 5.B.5.b.のテキストを確認すると、「衝撃圧力を測定するもの」、「マンガン、イッテルビウム又は酸性フッ化ポリビニリデン(PVBF, PVF2) を用いたものを含む」という、かなり絞り込まれた内容の規制であることが分かります。この NSG 5.B.5.b.の規制内容に即した表現にさせていただくことを要望するものです。

加えて、NSG Part2 5.B.5.a、5.B.5.b.、5.B.5.c. の関係が単純な並列であることから、「又は」の追加と削除、「若しくは」の削除を要望するものです。

(参考) <NSG Part 2 June 2013>

5.B.5. Specialized instrumentation for hydrodynamic experiments, as follows:

- a. Velocity interferometers for measuring velocities exceeding 1 km/s during time intervals of less than 10 μ s;
- b. Shock pressure gauges capable of measuring pressures greater than 10 GPa, including gauges made with manganin, ytterbium, and polyvinylidene bifluoride (PVBF, PVF2);~~Manganin gauges for pressures greater than 10 GPa;~~
- c. Quartz pressure transducers for pressures greater than 10 GPa.

6) 第1条第六十一号

【意見内容】

- ① 省令第1条第六十一号にレニウム関係の規制パラメータを示しているが、政令に1次製品と書かれているので、省令にも1次製品という記載があるのが望ましい。
- ② 省令第1条第六十一号にレニウム関係の規制パラメータを示しているが、レニウムタングステン合金の含有量が全重量の90%以上の合金と表現するのではなく、レニウムタングステンの含有量が全重量の90%以上の合金と表記した方が正確ではないかと考える。
レニウムタングステン合金といえばレニウムタングステン以外のものも含む前提になっているため。である。

7) 第3条第六号の二

【意見内容】

貨物等省令第3条第六号の二のイ、ロ、ハで規定される寸法は、単体（1個）のラジアル玉軸受の寸法であることを、省令或いは運用通達の解釈で明確にしていきたい。

【理由】

軸受の使用方法の中には、使用条件により軸受の負荷容量が不足する場合等に2つのラジアル玉軸受を組み合わせて使用するケースがあります。この場合、単体では幅寸法が規制値未満であっても、2個組み合わせた場合には幅寸法の合計が規制の寸法内に入ります。また、逆に単体では規制の寸法内であっても、2個組み合わせた場合の幅寸法は規制の幅寸法を超える場合があります。規制対象を明確化して頂く必要があります。

また、MTCR原文も、3.A.7.の a. b. c.のいずれもが“An inner ring・・・”、“An outer ring・・・”及び“A width・・・”と、単体の軸受を意識した規定ぶりとなっています。

8) 第3条第十号の二

【意見内容】

次のように修正する。

（噴霧粉、球形粉又は回転楕円形粉に限る。）

→

（噴霧粉、球形粉又は回転楕円体粉に限る。）

【理由】

解釈通達は「回転楕円体粉」の用語を用いていますが、この用語が適当であると考えます。

9) 第5条第七号

【意見内容】

改正案では、貨物等省令第5条第七号の記述が、次のように変更されていますが、この変更の意図を明確にして頂くとともに、改訂前後で規制対象範囲に変化があるのか、無いのかを明確にして下さるようお願い致します。

「・・・同表の第三欄に掲げる基材に対して同表の第四欄に掲げるコーティングを行うもの
のうち、・・・」

↓

「・・・同表の第三欄に掲げる基材に対して同表の第四欄に掲げるコーティングを行うこと
ができるもののうち、・・・」

【理由】

WAの原文は次のように” specially designed” となっており、特定の基材とコーティング膜の組み合わせのために特別に設計したコーティング装置を規制対象としています。

一方、今回の省令の改正案では、設計意図とは無関係に何らかの手を加えることにより別表第三の基材、コーティング膜の組み合わせでコーティングを行うことができるものは規制の対象となるようにも読め、WAの規定に比べて日本の規定の規制範囲の方が広がるのではないかと危惧しています。

2. B. 5. Equipment specially designed for the deposition, processing and in-process control of inorganic overlays, coatings and surface modifications, as follows, for non-electronic substrates, by processes shown in the Table and associated Notes following 2. E. 3. f., and specially designed automated handling, positioning, manipulation and control components therefor:

10) 第6条第一号ロ

【意見内容】

今回改正される第6条第一号ロに「(民生用の自動車又は鉄道車両に使用するように設計された集積回路を除く。)」が追記されますが、WAの条文との整合を取るという目的である場合、以下の様にコメント致します。

- 1) 動作温度の保証範囲が広い傾向にある、民生用の自動車又は鉄道車両の専用集積回路が第6条第一号ロの対象外であることを、2010.3.31以前と同様に明記されれば、WAとも整合し明確となり、良いと考えます。
- 2) 但し、WAにおいて3.A.1.g.及び3.A.1.hでは「designed for」であるのに対し、3.A.1.a.2.は単に「for」となっております。今回の追加文言は、「使用するように設計された」ですが、3.A.のNote1は「specially designed for」なので、「設計された」ものの除外が重複する印象です。

WAが単に「designed」を書き漏らしたものなのか？意図的に「designed」を除いたのか不明ですが、WAと整合を取るなら、追加文言は「使用するように設計された」よりも「使用する」として、「民生用の自動車又は鉄道車両に使用する集積回路を除く。」と改正する方が整合は取れ、運用解釈との重複も回避できます。

勿論、その結果、除外される集積回路の範囲は広がります。

例えば、通常の汎用マイコンと同じ設計をして開発したマイコンでも、自動車向けの為に最終試験工程で温度拡張品を選別した場合、温度拡張品として設計した訳でなく、それでもロの規制から除外して良い、というWAの規制の意図になるでは?と考えます。通常品が既に125℃保証しているなら、そのままの設計で130℃保証は試験工程の選別で対応出来てしまいますから、その意味でも、「使用するように設計された」より「使用する」の方がWAに忠実なのではないでしょうか？

3.A. Note 1 The status of equipment and components described in 3.A., other than those described in 3.A.1.a.3. to 3.A.1.a.10., 3.A.1.a.12. or 3.A.1.a.13., which are specially designed for or which have the same functional characteristics as other equipment is

determined by the status of the other equipment.

3.A.1.a.2. Note 3.A.1.a.2. does not apply to integrated circuits for civil automobile or railway train applications.

また、WA との整合を取るなら、6 条 1 項一号の「集積回路であって」は、「汎用の集積回路であって」と「汎用」の文言を追記し、WA の 3.A.1.Electronic components and specially designed components therefor, as follows: a. General purpose integrated circuits, as follows:の下線部と整合させると良いのでは?とも考えます。

なお、単に訳出のスタイルですが、8 項の運用解釈で類似の除外を参考にさせていただきますと、「集積回路であって、民生用の自動車又は鉄道車両に使用するものを除く。」という形式もあり得ますが、特に今回、こうあるべき、というコメントではございません。

- 3) 7 の項 (第八号の二、第八号の三) で「railway train」は「鉄道車両」と統一されているので文言に関しては問題ないと考えます。なお、8 の項第 7 条の「鉄道用の車両」とは統一されませんが、問題ないと考えます。

1 1) 第 6 条第 1 号ヌ

【意見内容】

化合物半導体を用いたデジタル方式のものであって、次のいずれかに該当するもの (ハ、ホからリまで及びルのいずれかに該当するものを除く。) と改正されるが、WA 3.A.1.a.11 の書き振りは、3.A.1.a.3. to 3.A.1.a.10. and 3.A.1.a.12.に該当するものを除外すると読み取れる (「other than those described in…」とあるので各項番の「having any of the following」以下の規制値まで含んでいると考える。)。よって、今回の改正によって WA の規制内容とのハーモナイゼーションが取れたことになると考えます。

第 6 条第一号ヌにおいて、現行条文に掲げられているマイクロプロセッサやマイクロコンピュータなどについては、その書き振りからリスト該当品/非該当品に係らず除外となっております。今回の改正でこれらのものについてはリスト該当品のみ除外され、リスト非該当品については当項番での判定が必要と読み取れるようになりましたが、規制の範囲は変わらないと考えてよろしいでしょうか?それとも WA との整合をとり、規制を強化した、と考えるべきでしょうか?

1 2) 第 6 条第二号ハ (二)

【意見内容】

次のように修正する。

動作周波数が 6. 8 ギガヘルツ超 1 6 ギガヘルツ以下であって、瞬間帯域幅を中心に・・・

→ 動作周波数が 6. 8 ギガヘルツ超 1 6 ギガヘルツ以下であって、瞬時帯域幅を中心に・・・

【理由】

誤字です。

1 3) 第6条第十七号チ

【意見内容】

次のように修正する。

位相シフト膜を有する多層マスクであって、次のいずれかに該当するもの
(トに該当するの・・・製造するために設置したものを除く。)

→

位相シフト膜を有する多層マスクであって、次のいずれかに該当するもの
(トに該当するの・・・製造するために設計したものを除く。)

【理由】

WAでは、designed for となっていますので、設置は誤字です。

1 4) 第8条第一号

【意見内容】

次のように修正する。

一 伝送通信装置、電子式交換装置、・・・又は電波その他の電磁波を発信することなく、
電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知できる装置であって、次のいずれ
かに該当するもの

→

一 伝送通信装置、電子式交換装置、・・・、電波その他の電磁波を発信することなく、
電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知できる装置又はインターネット
を利用する方法による通信の内容を監視する装置であって、次のいずれかに該当するもの

【理由】

輸出令別1の9の項に通信関連として(5の5)が追加されており、第一号にも追加する
必要があります。

1 5) 第9条第十号ロ(四)2一

【意見内容】

次のように修正する。

・・・を超えるパルスを発振しするものであって・・・

→ ・・・を超えるパルスを発振するものであって・・・

【理由】

誤植だと思われます。

1 6) 第9条第十三号ル(二)1

【意見内容】

次のように修正する。

パルス圧縮率が150未満のもの

→

パルス圧縮比が150未満のもの

【理由】

第9条第十三号ル（一）で用いられている「圧縮比」とこの「圧縮率」は"pulse compression" ratio とWAでは同一の用語であり、統一する必要があります。

17) 第10条第三号ニ（一）

【意見内容】

次のように修正する。

任意の軸に沿って、参照情報によることなく、第一号又は前号規定する仕様のもの

→

任意の軸に沿って、いかなる支援基準情報も使用することなく、第一号又は前号規定する仕様のもの

【理由】

該当箇所のWAの原文は7.A.3.dの1.

Performance specified by 7.A.1. or 7.A.2. along any axis, without the use of any aiding references; or

改正案の規定「参照情報によることなく」だけでは意味が十分に通じません。オリジナルの英文に忠実に、「いかなる支援基準情報も使用することなく」な言い回しにする方が良いのではないかと考えます。

18) 第15条第1項第八号

【意見内容】

次のように修正する。

八 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品(第1条第四十四号に該当するものを除く。)の性能の特性を拡張し、又は機能を解除することにより、同号に該当するように設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード

→

八 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品(第1条第四十四号に該当するものを除く。)の性能の特性を拡張し、又は機能を解放することにより、同号に該当するように設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード

【理由】

NSGの原文は次のとおり。

5.D.1. "Software" or encryption keys/codes specially designed to enhance or release the performance characteristics of equipment not controlled in Item 5.B.3. so that it meets or exceeds the characteristics specified in Item 5.B.3.

「解除」の部分はrelease という用語が用いられています。

一方5.D.2にも同じrelease という用語が用いられています。

5.D.2.“Software” or encryption keys/codes specially designed to enhance or release the performance characteristics of equipment controlled in Item 5.B.3.

これに対応する貨物等省令は、第15条第1項第九号ですが、そこでは「解放」という用語が用いられています。

第八号と第九号の規定ぶりともども統一する必要があります。

19) 第16条第1項第五号の二

【意見内容】

次のように修正する。

第十一号に該当する貨物を・・・

→ 第3条第十一号に該当する貨物を・・・

【理由】

貨物の省令を引用する個所です。

20) 第20条第2項第六号、第七号、第八号

【意見内容】

次のように修正する。

六 第一項から前号までに該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラム

七 侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたプログラム

八 侵入プログラムの開発に必要な技術(プログラムを除く。)

→

六 侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたプログラム 又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術 (プログラムを除く。)

七 侵入プログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

八 第一項から前号までに該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラム

【理由】

WAと比較してみると、次の不一致があると考えます。

①改正案の20条2項七号で規制されるプログラムの設計・製造・使用の技術の規制条文がない。

②20条2項8号で規制される技術、上記①の技術の支援のためのプログラムの規制条文がない。

したがって、六号、七号、八号を入れ替えて、案の七号を六号にし、かつ、「又はそのプ

プログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）」を追加、第八号を第七号にし、かつ「開発」（WAでは development の用語）を、他の条文と同じく「設計」とし、第六号を第八号とし、第2項全体を受ける条文とする必要があります。

3. 貿易外省令

1) 第9条第2項第十四号へ

【意見内容】

次のように修正する。

・・・必要最小限のものうち、当該提供したプログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引（・・・又は当該提供したプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降・・・）

→

・・・必要最小限のものうち、当該提供プログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引（・・・又は当該提供プログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降・・・）

【理由】

「当該提供したプログラム」というと「既に提供したプログラム」と同義ですが、今回の改正はプログラムの提供に付随するものであり、それにふさわしい表現にする必要があります。

4. 運用通達 解釈

1) 2の項 「作動範囲」

【意見内容】

当解釈の「輸出令別表第1中解釈を要する語」及びそれに対する「解釈」の内容を次のように修正願いたい。

「作動範囲：線形可変差動変圧器(LVDT)の計測可能な直線移動量の半分をいう。例えば、プラスマイナス5ミリメートルの作動範囲を有する線形可変差動変圧器(LVDT)は全体で10ミリメートルの直線移動量を計測することができる。」

→

「貨物等省令第1条第十七号ロ(二)1中の最大の作動範囲：線形可変差動変圧器(LVDT)のゼロ点(測定範囲の中央にある出力がゼロの点)から測定範囲の最大値(測定可能な上限値又は下限値)をいう。例えば、最大の作動範囲がプラスマイナス5ミリメートルのものは、上限値がプラス5ミリメートル、下限値がマイナス5ミリメートル、測定可能な総変位量は10ミリメートルである。」

【理由】

省令改正案(第1条第十七号ロ(二)1)の「作動範囲」を「最大の差動範囲」に変更するよう

要望したことに伴い、運用通達のタイトルにも「**最大の**」を加えることを要望いたします。

加えて、運用通達の改正案では直線性が+側と-側の両方に別々に存在するようにも読め、該非判定者が判定する際に混乱するおそれがあると思われます。ゼロ点との関係につき、WA2013 でコンセンサスが得られた 2.B.6.b.1.b. Technical Note の内容を運用通達に反映することによって、該非判定者がLVDTのゼロ点の意味を正しく理解することを目的に要望します。(LVDTのゼロ点は下限値と上限値の中間位置に有り、プラス側とマイナス側を別々に評価する事はありません。このため0からプラスマイナス5ミリメートルと言う表現はあり得ません。念のため申し添えます)

(参考 : WA 2.B.6.b.1.b. Technical Note)

Technical Note

For the purposes of 2.B.6.b.1.b., 'full operating range' is half of the total possible linear displacement of the LVDT. For example, LVDTs with a 'full operating range' up to and including ± 5 mm can measure a total possible linear displacement of 10 mm.

2) 2の項 「貨物等省令第1条第三十八号中の圧力計」

【意見内容】

本解釈を新設し、次の解釈を規定いただきたい。

「測定された圧力を信号に変換する機能を有するものをいう。」

【理由】

NSG Part2 3.A.7.の Technical Notes には以下のとおり記述されております。

Technical Notes: 1. In Item 3.A.7. pressure transducers are devices that convert pressure measurements into an ~~electrical~~ signal.

この趣旨を運用通達として明記し、規制のより一層の明確化を要望するものです。

3) 5の項 「貨物等省令第4条第四号ロ中のテープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもの」

【意見内容】

注を追加し、次のように修正する。

次のイ及びロに該当する能力を有するものをいう。

イ 1本以上のフィラメントバンド (・・・

ロ フィラメントバンドを位置決めし・・・

注:フィラメントバンドとは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含新浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状若しくは織布状のものをいう。

【理由】

「フィラメントバンド」という用語は、貨物等省令には出てこなく、本解釈に出てくるものであり、注で定義を規定することが、必要であると思います。

なお、注を追加することによって、本解釈に続き「フィラメントバンド」の解釈は不要になり、削除されるべきです。

4) 5の項 「貨物等省令第4条第四号ト中のトウを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもの」

【意見内容】

注を追加し、次のように修正する。

次のイ及びロに該当する能力を有するものをいう。

イ 1本以上のフィラメントバンド（・・・

ロ フィラメントバンドを位置決めし・・・

注：「貨物等省令第4条第四号ロ中のテープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもの」の注に同じ。

【理由】

「フィラメントバンド」という用語は、貨物等省令には出てこなく、本解釈に出てくるものであり、注で定義を規定することが、ルールであると思います。

5) 5の項 「貨物等省令第4条第十一号ニ（一）」

【意見内容】

削る。

【理由】

詳細は、「運用通達5の項「貨物等省令第十一号ニ（一）中のモノマー」の解釈削除について」（26貿情セ調（経提）第2号：平成26年6月30日）をご参照ください。

6) 6の項 「貨物等省令第5条中の位置決め精度」

【意見内容】

当解釈の改正案の4.の規定を次のように変更して頂きたく、ご検討お願い致します。

「4. . . . 位置決め精度に係る申告値Aが各工作機械の位置決め精度に係る規制値と同等又は当該規制値に0.002ミリメートルを加えた値に満たない場合、. . .」

→

「4. . . . 位置決め精度に係る申告値Aが各工作機械の位置決め精度に係る規制値に0.002ミリメートルを加えた値以下の場合、. . .」

【理由】

本解釈に対応するWAの原文は、2.B Technical Note 5 の以下の項に対応しています。

f. *If any axis of a machine model not specified by 2.B.1.a. to 2.B.1.c. has a stated accuracy A equal to or less than the specified positioning accuracy of each machine tool model plus 2 μm, the builder should be required to reaffirm the accuracy level once every eighteen months.*

上記原文の”equal to or less than”は、2.B.1.a.～c.にも同様の表現がありますが、これに対応する省令（第5条第二号）では「以下」と邦訳されており、本解釈においても「以下」と邦訳されるべきものと考えます。また、”equal to”も”less than”もその比較の対象は”the specified positioning accuracy of each machine tool model plus 2 μm”と同一であり、”equal to”と”less than”で比較の対象が異なる現改正案は適切ではないと考えます。

7) 7の項 「マイクロ波用ディスクリートトランジスタ」

【意見内容】

次のように修正する。

・・・貨物等省令第6条第二号ニ（一）～（五）の規定に基づいて判定するものとする。

→

・・・貨物等省令第6条第二号三（一）～（五）の規定に基づいて判定するものとする。

【理由】

二号ニのニは“2”ではなく、カタカナの“ニ”です。

8) 9の項 「貨物等省令第8条第五号の五中のキャリアクラス」

【意見内容】

上記解釈を新設し、次のように「含む」規定を追加する。

「国家級の大容量通信回線網を含む。」

【理由】

WAでは、「a carrier class IP network (e.g., national grade IP backbone)」であり、これを反映していただきたい。

9) 9の項 「貨物等省令第8条第五号の五中のアプリケーション層」

【意見内容】

上記解釈を新設し、次のように「含む」規定を追加する。

「OSI参照モデル（ISO/IEC7498）のレイヤー7を含む。」

【理由】

WAでは「the application layer (e.g., Layer 7 of Open Systems Interconnection (OSI) model (ISO/IEC 7498-1))」であり、これを反映いただきたい。

10) 9の項 「アルゴリズムの鍵の長さ」

【意見内容】

削る。

【理由】

改正される貨物等省令第8条第九号イ（一）に（奇偶検査のために付加されるパリティビットを除く。）が追加されるため、本解釈は不要となります。

11) 10項「第9条第一号ロ（六）中の加速度計を有する水中音波センサー」

【意見内容】

次のように修正する。

ベクターセンサーを含む。

→

ベクトルセンサーを含む。

【理由】

「ベクター」は1項において「遺伝物質を親細胞に組み込む媒介体をいう。」との解釈がされているので、明確な区別のため、「ベクトル」に修正すべきと考えます。

12) 11の項「貨物等省令第10条第三号中の慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置」

【意見内容】

「含む」規定を次のように修正する。

慣性航行システム（INSs）

→

慣性航法システム（INSs）

【理由】

従来、Navigation を「航法」と定義していたのに、ここだけ、Navigation を「航行」と定義するのは混乱を来すと考えます。もし、ここだけ「航行」と定義するのであれば、日本法令で「航法」と「航行」の違いを明確としなければ、混乱します。

4. 役務通達 解釈

1) 8の項「電気通信回線に接続する機器」「監視ツール」「防御手段」

【意見内容】

いずれも削る。

【理由】

この3つの用語は、すでに「侵入プログラム」の注1、2、3に定義されています。

2) 8の項「貨物等省令第20条第2項第六号中のプログラム及び技術並びに同項第七号中の技術」

【意見内容】

上記解釈を新設し、次のような「除く。」規定を追加する。

「情報システムのセキュリティを維持することを目的とするものであって、サイバー攻撃情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものを除く。」

【理由】

コンピュータウイルス、ワーム、スパイウェア等悪意のこもったソフトウェア（マルウェア）の疑いがあるプログラムを発見した発見者やJPCERT/CC、IPA（情報処理推進機構）、マルウェア対策製品ベンダ等が、解析目的で外国に技術提供をすることがあります。この場合、提供段階では「侵入プログラムの作成・操作・配信、それと通信するプログラム」が含まれているかどうかは判定が不可能です。

また、解析が終わって、対策を準備し、対策をリリースするが、対策パッチプログラムの中には、「侵入プログラム」を検知・駆除するためにそれと通信するプログラムがありますが、感染者の情報収集配信を目的としないものであり、対策／防御を目的としたものですので、規制しないのが適切と考えます。

（なお、貨物等省令の個所で「第20条第2項第六号、第七号、第八号」についてコメントしており、このコメントが認められたことを前提にしています。）

3) 9の項 貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号の規定中のプログラム

【意見内容】

① ロの柱書きを次のように修正する。

貨物等省令第8条第九号~~レ~~

→ 貨物等省令第8条第九号~~タ~~

② ロの柱書きを次のように修正する。

（装置の上で動作するプログラムのみで機能完結したものを除く。）

→ （ファームウェアをいう。装置の上で動作するプログラムのみで機能完結したものを除く。）

【理由】

① 市販暗号装置を規定しているのは、貨物等省令第8条第九号タです。

② 「ロ」の冒頭文中、「装置の上で動作するプログラムのみで機能完結したもの を除く」 の文言があるが、意味するところが、「当該プログラムが部分プログラム と見 なせず、 全体（完成）プログラムと見なせる場合は除く」なのか、「装置全体とし ての 機能の実現が、当該部分プログラムのみで完結したものを除く」なのか、あるいは 別の意味なのかがわかりません。

また、同文言中の「機能」が、暗号機能のみを指すのか、装置の機能全体を指すのかもわかりません。

意味するところがより明確に読み取れる表現を希望いたします。

4) 11の項 貨物等省令第23条第1項第一号中の技術

【意見内容】

次のように修正する。

貨物等省令第10条第1項第1号に該当する・・・

→ 貨物等省令第10条第1項第二号に該当する・・・

【理由】

表記の統一です。

5. 包括許可取扱要領

1)

【意見内容】

新設された「Ⅷ その他」の（1）を次のように修正する。

（1）書類の提出窓口

それぞれの包括許可の規定に定められている申請以外の書類の提出窓口は以下のとおりとする。

（イ）輸出管理内部規程：安全保障貿易検査官室

（ロ）代表者名変更届：許可を行った申請窓口

（ハ）住居表示変更届：許可を行った申請窓口

（ニ）統括・該非確認責任者変更届：許可を行った申請窓口

（ホ）「輸出管理内部規程の届出等について」を定める輸出者等概要・自己管理チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）：安全保障貿易検査官室

（ヘ）輸出又は取引の実績の報告：安全保障貿易審査課

（ト）包括許可の条件に従い、・・・

（チ）輸出管理内部規程に関する変更届：・・・

【理由】

新設された「Ⅷ その他」は、ⅠからⅤの「その他」を統合して、通達をスリム化する意図があるものと推察しますが、それであるならば、全部を網羅していなければなりません。また、代

表者名変更届、住居表示変更届は、安全保障貿易審査課に統一するものではなく、「許可証を発行した申請窓口」が正しいものと思われます。

2)

【意見内容】

Ⅲ 特定包括許可の5（3）を以下のように修正する。

（3）申請窓口

特定包括許可の申請は、安全保障貿易審査課に行わなければならない。

→ 特定包括許可の申請は、経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に行わなければならない。

【理由】

「安全保障貿易審査課」という“略語”は、現行ではI. 12（1）（へ）で初めてでてきており、そこでは「経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）

といった手当がされています。したがって、改正後の要領では、初出するⅢ. 5（3）で手当てされる必要があります。

「貨物等省令第20条第2項第六号中のプログラム及び技術並びに同項第七号中の技術」

○解釈の内容

「情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものを除く。」

3)

【意見内容】

Ⅲ 特定包括許可の5（5）①d）と②d）に次の貨物を追加いただきたい。

・輸出令別表第1の4の項（5）に掲げる軸受

【理由】

貨物等省令第3条第六号の二の改正により、特にロケットの燃料ポンプ用に設計したものでなくとも、規定される寸法の軸受は規制の対象となります。これらの軸受は汎用部品として主に工作機械用の補修需要がありますので、保守、修理、交換に関して、「継続的な取引関係等」に加えていただきたく、お願いいたします。

4)

【意見内容】

様式第19の「提供開始時期」を「取引年月日」への改正によって、報告内容に変更があるのか、変更がある場合はその内容を具体的にしてください。

【理由】

取引年月日が契約日を意味するのか、契約に基づく個々の提供日を意味するのか、それとも契約に基づく報告対象期間の一番最初の提供日を意味するのか等の基準が必要です。

6. 提出書類通達

1) 別表第5（事前同意手続きの対象外となる貨物）

【意見内容】

次の貨物を追加いただきたい。

- ・輸出令別表第1の4の項（5）に掲げる軸受

【理由】

貨物等省令第3条第六号の二の改正により、特にロケットの燃料ポンプ用に設計したものでなくとも、規定される寸法の軸受は規制の対象となります。これらの軸受は汎用部品として主に工作機械用の補修需要があり、短納期での出荷が要求されるものですので、保守、修理、交換に関して、事前同意手続きの対象外とするようお願いいたします。

2)

【意見内容】

提出書類通達の別記4の④に次の許可条件の例が追加されています。

「最終需要者又は保管者から再輸出（再提供（当初の技術の提供国以外の国で提供する場合に限る。））又は再販売に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。」

提出書類通達 Ⅲ.（2）④では、

我が国又は「い地域①」を仕向地とする貨物の再輸出又は技術の再提供である場合については、経済産業省から特に指示のあるものを除き、経済産業省事前同意を得ることは不要とします。

とあります。

上記（改正案）の許可条件が付された場合は、我が国又は「い地域①」を仕向地とする再輸出等は事前同意が不要でしょうか。